

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、  
新規上場申請のための半期報告書  
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する  
確認書

平成 21 年 12 月 9 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 齊藤 惇 殿

会社名：株式会社エス・ディー・エス  
代表者の  
役職： 代表取締役社長  
氏名（署名）： 白井 孝



当社の代表取締役（代表執行役）社長である白井 孝は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）、新規上場申請のための半期報告書及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至りました理由につきましては、以下の通りです。

- 1.新規上場のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書に記載した内容が、「企業内容の開示に関する内閣府令」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関係法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
- 2.新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書の作成にあたり、業務の分担と責任部署が明確にされており、各部署において適切な業務体勢が構築されております。
- 3.毎月 1 回開催している定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、監査役も同席の上、業務執行状況が適切に報告されているとともに、経営方針や重要事項の意思決定を行っております。
- 4.監査役は取締役等の重要会議に出席し、取締役の職務執行及び業務執行が適切に行われていることを確認しております。
- 5.監査室は代表取締役直轄の組織として、他の業務組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を経営者に報告する体制が構築されております。
- 6.監査役及び新日本有限責任監査法人による監査において、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以上